

宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水事業管理規程1号、以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、規程第5条1項の指定を受けた宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事業者」という。）に対する規程第8条各号の規定による指定工事業者の指定の取消し及び規程第9条の規定による指定工事業者の指定の停止（以下、「指定の取消し等」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 給排水設備課長（以下、「課長」という。）は、指定工事業者が規程第8条各号に該当する違反行為を行った疑いがあるときはその事実の有無について調査を行わなければならない。

2 課長は、前項の調査において指定工事業者による違反行為の事実を確認したときは、直ちに当該指定工事業者に違反行為の是正の指示を行うとともに、てん末書の提出を求めなければならない。

3 課長は、てん末書の提出を受けたときは、違反行為報告書（別記様式）に当該てん末書を添えて、遅滞なく上下水道局施設部長に報告しなければならない。

(文書等による注意)

第3条 課長は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要であると認めるときは、指定工事業者に文書による注意または警告を行うことができる。

(行政処分)

第4条 課長は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには、上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）に報告し、規程第18条第1項に規定する宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下、「委員会」という。）の開催について、意見を具申することができる。

(指定の取消し等の決定)

第5条 管理者は、指定の取消し等を行おうとするときは、委員会に諮らなければならない。

2 指定の取消し等の決定は、委員会の審議結果を基に管理者が行う。

3 規程第9条に規定する「しんしゃくすべき特段の事情があるとき」とは、次の各

号に掲げる場合をいう。

- (1) 違反行為が故意でなく、悪質でもなく、及びその損害が軽微と認められる場合
- (2) その他、管理者が特に認めた場合

(意見陳述のための手続き)

第6条 管理者は、前条の措置を行おうとするときは、委員会の開催に先立ち、宝塚市行政手続条例（平成9年3月28日条例第22号）に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、弁明の機会の付与又は聴聞の手続きを行うものとする。

- 2 弁明の機会の付与の通知は、書面により行うものとする。
- 3 弁明の方法は、弁明書の提出又は口頭での弁明によるものとする。
- 4 聴聞の通知は、書面により行うものとする。
- 5 聴聞は、課長が主宰する。
- 6 聴聞を終結したときは、課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し管理者に報告する。

(委員会による審議)

第7条 委員会は、第2条第3項の違反行為報告書及び前条の弁明書又は聴聞調書及び聴聞報告書の内容、及びその他事情調書等を考慮し、審議を行うものとする。

(処分の通知等)

第8条 管理者は、指定の取消し等を行うときは、指定工事業者に対し書面により通知を行うものとする。

- 2 管理者は、指定の取消し等を行う場合には、規程第10条の規定に基づき公示を行わなければならない。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第9条 管理者は、水道法（昭和32年法律177号）第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、水道法に違反する行為を行ったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(処分の基準)

第10条 この要綱に定める違反行為に係る処分基準は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成22年（2010年）7月1日から施行する。